

## 真の地域主権改革の実現を求める決議

菅内閣において、地域主権戦略大綱が 6 月に閣議決定され、国と地方との新たなパートナーシップの関係のもと、住民主体の発想にもとづき、地域主権改革を強力に推進していく姿勢が明確に示された。

大綱では、地方税財源の強化、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、ひも付き補助金の一括交付金化等、地域主権改革の広範囲に及ぶ課題に対する方針も示され、地域主権改革を大きく前進させるものとして評価する。

しかしながら、一括交付金については、地方の自由度拡大等の点で、これまでの議論から後退する内容になっているほか、出先機関の原則廃止についても、具体的な出先機関名が一切盛り込まれないなど、不十分な内容であるといわざるを得ず、政府は、政治主導により、地域主権改革の理念に沿った対応を厳格に行う必要がある。

また、国と地方が対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップを築くためには、双方の十分な協議が不可欠である。

については、政府においては、継続審議となっている地域主権関連 3 法案の早期成立を実現し、地域主権戦略大綱の各事項はもとより、住民生活や地方の行財政運営に大きな影響を与える政策等の具体化に際しては、国と地方の協議の場を実効あるものとして運営するとともに、これに限らず、省庁毎の常設的な協議の場など、基礎自治体と対等の立場で協議するための機会を設け、住民に最も近く地域の実情を最もよく知る我々の意見を最大限反映するよう要請する。

地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組み、活気に満ちた地域社会をつくるため、総理の強いリーダーシップのもと、地方の声を十分に聞きながら、国と地方の役割分担の徹底した見直しと権限・財源の一体的な移譲、地方税財源の充実・強化、国や都道府県による義務付け・関与等の廃止など、地方の自己決定権を確立する真の地域主権改革を断行するよう強く要請する。

以上、決議する。

平成 22 年 10 月 15 日  
近 畿 市 長 会

## 子ども手当に関する決議

子ども手当については、今年5月の本会総会において、児童手当との併給方式による子ども手当財源への地方負担は、極めて遺憾で納得しがたいが、市民に不利益を及ぼさないため、あくまで今年度限りの暫定措置として受け入れざるを得ず、国は我々、地方の信頼を著しく損なったことを肝に銘ずるべきと抗議の意を示してきたところである。これに対し、国は、子ども手当の平成23年度予算概算要求において、地方に十分な協議もないまま平成22年度予算の負担ルールを当てはめ、地方負担の要求を継続した。

来年度以降の子ども手当の本格的な制度設計にあたっては、地方の信頼をこれ以上損なうような対応は許されるものではなく、事務の返上も視野に入れた断固たる態度で臨むものである。

については、平成23年度以降の本格的な制度設計にあたって、国は責任をもって、事務費・人件費等を含めた全額を負担するとともに、地方の事務負担を極力軽減することを念頭におき、今年6月から開始した支給事務についても、システム整備等事務量の増大により、現場では対応に苦慮しているため、地方が確実に実施できるよう、早急に対策を講じること。

また、6月に発表された子ども・子育て新システムの制度設計案においても、子ども・子育て支援包括交付金（仮称）を創設する案がまとめられたが、財源や制度設計の具体的な内容が明らかになっていないため、国による財源確保を明確にするとともに、現金による直接給付や保育サービスをはじめとする子育て関係経費とのバランス、また極端な自治体間格差の防止にも十分配慮すること。

さらに、制度創設の目的と政策効果をより発揮する観点から、未納の給食費や保育料など、子育て関係で徴収すべき費用との相殺について、必要に応じて市町村において実施できるよう法律に明記すること。これについては、今年度途中からの円滑な導入についても速やかに検討すること。

こうした具体的な制度設計の検討にあたっては、国は、これまでの対応を反省し、「国と地方の協議の場」等を活用しながら、地方と対等な立場で十分な協議を行うよう強く要請する。

さらに、少子化対策は国・地方共通の重要課題であることから、今後、総合的な子育て支援策について、地域主権の理念に基づき、国と地方の役割分担を明確にした制度を構築するよう、併せて要請する。

以上、決議する。

平成22年10月15日  
近畿市長会

## 社会保障制度全体のあり方を含めた 生活保護制度の抜本改革に向けての提案

生活保護制度は、昭和 25 年の制度創設以来、抜本的な改革がなされないまま今日に至っており、社会経済環境の変化に対応できておらず、制度疲労を起こしている。

バブル経済崩壊後、景気の失速とあいまって、高齢化の進展、家族形態の変容、非正規雇用の増加などの社会経済環境の変化により、生活保護は構造的に増加を続けており、平成 20 年秋のリーマンショックに端を発した不況により急激に増加し、現在も増加傾向に歯止めがかからない状況にある。

景気が大幅な回復に転じない限り生活保護の減少は期待できず、むしろいわゆるボーダーライン層が生活保護へ移行してくる恐れさえあり、加えて、年金未加入者の増加が高齢の生活保護世帯の増加につながる事が想定される。また、最低賃金や年金と生活保護の定める最低所得水準との逆転現象はモラルハザードを招いており、このままでは自治体のみならず国全体が危機的な状況に陥るおそれがある。

国において、今こそ国の将来を見据えて、雇用・労働施策や年金などの社会保障の観点も含め、生活保護制度の抜本的改革に早急に着手されるよう、ここに緊急提案を行う。

### 1 制度の抜本改革

～平成 18 年に全国知事会・全国市長会が公表した「新たなセーフティネットの提案」をベースに、働くことができる人は働く社会へ～

#### 〈新たな制度の創設など社会保障制度全般に関わるもの〉

- ボーダーライン層（生活保護受給中の稼働可能層を含む）については、生活保護制度に優先する制度としての「雇用・労働施策」において就労自立を促進
  - ・雇用・労働施策については、国の責任において実施する
- 高齢者層については、年金制度と整合した「生活保障制度」を新設し、生活保護から分離
- 年金などの社会保障制度や最低賃金制度等の見直し

### 〈主に生活保護制度の改革に関わるもの（法改正・制度運用の厳格化など）〉

- 生活保護受給者のうち稼働可能層については、漫然と受給を続けるのではなく、期限を定めて「集中的かつ強力な就労支援」を実施
  - 就労へのインセンティブが働く制度設計を行う
  - 就労自立に至らない場合は、自立支援の一環として働く習慣付けを行うことを目的に、社会奉仕・貢献へ参加
- 家族形態の変容等に対応した、市民の理解を得られる制度設計
  - 世帯単位の考え方等の見直し
  - 扶養義務履行の強化

### 〈自治体独自の取り組みへの国による財源措置等の支援に関わるもの〉

- 「地域やNPO、社会的企業との連携」を通じた生活支援・自立支援の実施
  - 地域やNPO、社会的企業の育成、支援については、自治体としての役割を果たすとともに、国において財源措置を含めた必要な措置を行う

## 2 生活保護の適正化

### ～市民から信頼される「不正を許さない制度」へ～

- 真に生活に困窮する方へ適切に保護を適用することは大前提としながら、不正事案に対し厳正に対応

### 〈主に生活保護制度の改革に関わるもの（法改正・制度運用の厳格化など）〉

- 不正受給（就労等収入未申告、虚偽の居住実態等）への対応として、実施機関の調査権の強化、返還金等の天引き、金銭給付から「現物給付」への転換、関係機関との情報共有
  - 生活保護法29条を改正し、回答の義務や資産等の一括照会等を法制化
- 貧困ビジネスへの対応として、事業者に対する適切な法規制の実施
- 医療扶助等（介護扶助、施術を含む）の適正化への対応として、過剰な医療行為を審査する仕組みや基準の設置、一部自己負担の導入、不正行為に対する罰則の強化

〈自治体独自の取り組みへの国による財政措置等の支援に関わるもの〉

- 貧困ビジネスへの対応として、自治体が独自で行う対策への財源措置の明確化

### 3 生活保護費の全額国庫負担

～国民みんなで支える「生活保護制度」～

〈財源措置のあり方の抜本見直し（法改正等）に関するもの〉

- 憲法が保障するナショナルミニマムとして国の責任において実施すべきであり、人件費を含む生活保護にかかる経費は全額国が負担
  - ・ 国標準である 80 世帯に 1 人のケースワーカーを配置するために必要な人件費の全額措置

〈制度改革がなされるまでの間の当面の措置〉

- 少なくともリーマンショック以降の生活保護急増に伴う保護費の増加分及び居住地不定者に係る生活保護費は全額国が負担

平成 22 年 10 月 15 日  
近 畿 市 長 会